



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年1月5日（木）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
人権施策推進課	人権啓発係	宮前、熊崎	直通 058-272-8250 FAX 058-278-2615

「岐阜県人権施策推進指針」第四次改定（素案）に対する 県民意見募集（パブリック・コメント）について

県では、平成15年の「岐阜県人権施策推進指針」策定以来、「一人ひとりの人権が尊重される社会」を目指し、5年ごとに改定しながら人権教育・人権啓発施策を推進してきました。

誰もが「清流の国ぎふ」を支える一員であるとの意識を持ち、互いに尊重し合える社会の構築に向けた施策を推進するため、現在の第三次改定指針を継承・発展させて、令和5年度からの岐阜県の人権施策の方向性を示す第四次改定指針の策定を進めています。

このたび、改定素案をまとめましたので、県民の皆さまからご意見を募集します。

記

1 意見の募集対象

「岐阜県人権施策推進指針」第四次改定（素案）

2 意見の募集期間

令和5年1月5日（木）～ 令和5年2月3日（金）

※郵送の場合は2月3日消印有効

FAX、電子メールの場合は2月3日必着

3 指針（素案）の閲覧方法

(1) インターネット（岐阜県庁ホームページ）

岐阜県庁ホームページ>県政情報>広報・広聴>県政へのご意見・ご提案

>意見募集（パブリック・コメント）

>「岐阜県人権施策推進指針」第四次改定（素案）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/263978.html>

(2) 印刷物

・県庁（情報公開・行政相談窓口前、人権施策推進課）

※新庁舎へ移転しておりますのでご注意ください。

・各県事務所（西濃・揖斐・中濃・郡上・可茂・東濃・恵那・下呂・飛騨）

※閲覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）

4 意見の提出方法

「意見提出用紙」に、住所、氏名（団体、企業の方はその名称及び担当者名）、連絡先を明記し、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で、以下へ提出してください。

岐阜県 環境生活部 人権施策推進課 人権啓発係 行

- ・ 郵 送：〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）
- ・ F A X：058-278-2615
- ・ 電子メール：c11227@pref.gifu.lg.jp

【留意事項等】

- ・ 件名を『「岐阜県人権施策推進指針」第四次改定（素案）に対する意見』としてください。（郵送の場合は封筒にも記載ください。）
- ・ 「意見提出用紙」は、岐阜県庁ホームページ、もしくは閲覧場所において入手できます。
- ・ 連絡先は、提出いただいたご意見の内容に不明な点があった場合等の確認のために使用します。
- ・ 電話又は口頭によるご意見の提出は受けかねます。
また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ・ ご意見は、日本語で記載してください。
- ・ いただきましたご意見は、住所、氏名、連絡先を除き、公表させていただく場合があります。
- ・ 個人情報につきましては、岐阜県個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

5 問い合わせ先

岐阜県 環境生活部 人権施策推進課 人権啓発係

受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）

電話番号：058-272-1111 内線 3051

F A X：058-278-2615